

○内閣府令第二号  
文部科学省

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令（平成三十年政令第百七十七号）附則第三条及び第六条の規定に基づき、及び同条の規定を実施するため、特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年九月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

文部科学大臣 林 芳正

特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の一部を改正する命令

特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令（平成三十年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、

改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

		改 正 後	
	附 則		附 則
(専門職学科)			
<p><b>第三条</b> 令附則第三条の内閣府令・文部科学省令で定めるところにより専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を開発し、又は育成する教育課程を編成するものは、大学（専門職大学を除く。）の学部又は学部の学科にあつては大学設置基準第四十二条の四第二項の規定により組織する専門職学部又は同条第一項の規定により教育課程を編成する学部の専門職学科とし、短期大学（専門職短期大学を除く。）の学科にあつては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第三十五条の四の規定により教育課程を編成する専門職学科とする。</p> <p>(令附則第五条及び第六条の届出書の様式等)</p>	<p>〔条を加える。〕</p>		改 正 前
<p><b>第四条</b> 令附則第五条及び第六条の内閣府令・文部科学省令で定める様式は、別記様式第一号とする。</p> <p>2) 第九条第二項の規定は、令附則第六条の規定による届出に準用する。</p> <p>(特定地域外から特定地域内への校舎の移転等についての届出)</p>	<p>〔令附則第三条の届出書の様式〕</p> <p><b>第三条</b> 令附則第三条の内閣府令・文部科学省令で定める様式は、別記様式第一号とする。</p> <p>〔項を加える。〕</p> <p>(特定地域外から特定地域内への校舎の移転等についての届出)</p>		
<p><b>第五条</b> 令附則第五条第四号に規定する内閣府令・文部科学省令で定める事項は、特定地域外から特定地域内への校舎の移転その他学校教育法第四条第一項の規定により文部科学大臣の認可を受けなければならないこととされている事項（次条第四項において「認可事項」という。）以外の事項であつて、特定地域内学部収容定員を増加させるものとする。</p> <p>(令附則第七条第一号の意思決定の内容等)</p>	<p>〔令附則第四条第一号の意思決定の内容等〕</p>		

**第六条** 令附則第七条第一号の意思決定は、次に掲げる事項の全てをその内容とするものとする。

〔一～三 略〕

- 2 令附則第七条第一号の公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によるものとする。
- 3 令附則第七条第二号の内閣府令・文部科学省令で定める契約その他の行為は、次の各号のいずれかに該当する行為であつて、特定地域内学部収容定員を増加させるために必要なものとする。

〔一～四 略〕

4 [略]

(法附則第三条第四号の適用に係る届出)

第七条 [略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

**第五条** 令附則第四条第一号の意思決定は、次に掲げる事項の全てをその内容とするものとする。

〔一～三 略〕

- 2 令附則第四条第一号の公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によるものとする。
- 3 令附則第四条第二号の内閣府令・文部科学省令で定める契約その他の行為は、次の各号のいずれかに該当する行為であつて、特定地域内学部収容定員を増加させるために必要なものとする。

〔一～四 略〕

4 [略]

(法附則第三条第四号の適用に係る届出)

第六条 [略]

附 則

この命令は、平成三十一年四月一日から施行する。